

# 公共放送を巡る現状と課題について

---

平成28年6月

総務省

# 目次

○NHKのインターネット活用業務	2
○受信料の位置付け	4
○これまでのNHKのガバナンス等に関する主な制度改正の経緯	5
○NHK平成28年度収支予算等に付する総務大臣意見	7
○各国の公共放送の概要	
✓英国	
・BBCの概要	11
・BBC次期特許状に関するホワイトペーパー(政府原案)概要(2016年5月)	12
✓フランス	19
✓ドイツ	20
✓韓国	22

# NHKインターネット活用業務に関する制度の全体像

- NHKによるインターネット活用業務は任意業務(放送法第20条第2項)の一部として位置づけ。
- インターネット活用業務の実施に当たっては、事前に実施基準を策定し、総務大臣の認可を受け、同基準に基づき、毎年定める実施計画により、実施。

## 放送法

必須業務 (放送法第20条第1項)

任意業務 (放送法第20条第2項)

第1号 中継国際放送

第2号 放送番組等のインターネットによる一般への提供【BtoC業務】  
※国内テレビ放送の24時間同時配信は不可。

第3号 放送番組等のインターネット配信事業者等への提供【BtoB業務】  
※国内テレビ放送の24時間同時配信は不可。

第4号 外国放送事業者への放送番組等の提供

第5号 テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料を放送事業者に提供する業務

第6号 必須業務に附帯する業務

第7号 多重放送事業者への放送設備の賃貸

第8号 委託による調査研究、技術援助及び放送従事者の養成

第9号 放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務

受託業務等 (放送法第20条第3項)

## 実施基準(総務大臣認可)

○インターネット活用業務の対象業務の内容を規定

- ・第2号 受信料財源業務/有料業務
- ・第3号 受信料財源業務/有料業務

○共通的事項

- ・実施計画の策定・公表(各事業年度開始前)
- ・実施状況に関する資料の作成・公表(各事業年度終了後)等

## 実施計画(毎年度策定)

○当該事業年度において実施するインターネット活用業務の対象業務の内容・費用等を規定

- ・第2号 受信料財源業務/有料業務
- ・第3号 受信料財源業務/有料業務

# (参考)平成26年放送法改正によるNHKのインターネット活用業務の拡大

○NHKは特殊法人であり、NHKの業務は放送法で規定(限定列举)。

○NHKのインターネット活用業務については、

- (1)平成19年に放送法を改正して恒常的な業務として位置づける、(2)個別に総務大臣の認可を受けて業務を実施する、(3)必須業務に附帯する業務として位置づける、といった対応が取られてきたところ。

## 必須業務 (放送法第20条第1項)

ラジオ放送 (第1号イ及びロ)

テレビジョン放送 (第1号ハ及び第2号)

調査研究 (第3号)

国際放送 (第4号及び第5号)

## 任意業務 (放送法第20条第2項)

放送した番組の  
インターネット配信業務  
(第2号及び第20条第9項)

個別に総務大臣が  
認可する業務  
(第8号及び同条第10項)

必須業務に  
附帯する業務

その他

NHKオンデマンド(有料)

らじる★らじる  
(国内ラジオ放送の同時配信)

大規模災害時の  
番組同時配信

外国放送事業者へ  
の番組提供 (第4号)

NHKオンライン(無料)

オリンピックの放送対象外  
競技のライブ配信

国際放送(テレビ・ラジオ)  
番組の同時配信

技術援助 (第7号)

等

等

※条文は、改正前の放送法のもの。

○「放送政策に関する調査研究会 第一次取りまとめ」の提言を踏まえ、放送法を改正(平成26年6月成立、平成27年4月完全施行)し、平成26年からNHKのインターネット活用業務を拡大した。

- ・「放送した番組」に加え、「放送と同時」の配信や「放送番組の理解の増進に資する情報」の配信も恒常的な業務に位置づける。
- ・総務大臣の認可を受けて定める「実施基準」に従い実施する。併せて、事後的な検証・見直しを行う仕組みを導入する。 等

- 受信料は、NHKが公共放送としての使命を果たすために必要な財源を広く国民視聴者から徴収するため、視聴の有無に関わらず、NHKの放送を受信することのできる受信設備の設置者に負担を求めるものであり、NHKの業務の維持・運営のための特殊な負担金と解釈されている。

## 臨時放送関係法制調査会答申（昭和39年9月）

受信料は、上述のようなNHKの業務を行うための費用の一種の国民的な負担であって、法律により国がNHKにその徴収権を認めたものである。国がその一般的な支出に当てるために徴収する租税ではなく、国が徴収するいわゆる目的税でもない。国家機関ではない独特の法人として設けられたNHKに徴収権が認められたところの、その維持運営のための「受信料」という名の特殊な負担金と解すべきである。

※「負担金」「租税」

国又は地方公共団体が特定の事業を行う場合に、その事業に要する経費に充てるために、その事業に特別の関係のある者に対し、公法上の金銭給付義務を課することがある。これを「負担金の賦課」という。負担金は、特定の事業の経費に充てるために、その事業に特別の関係のある者に対し賦課するものである点において、専ら収入を目的として一般国民に賦課される租税と異なる。（『法令用語辞典【第八次改訂版】』（平成17年、学陽書房））

## 内閣法制局長官答弁（昭和55年3月17日 参・予算委員会）

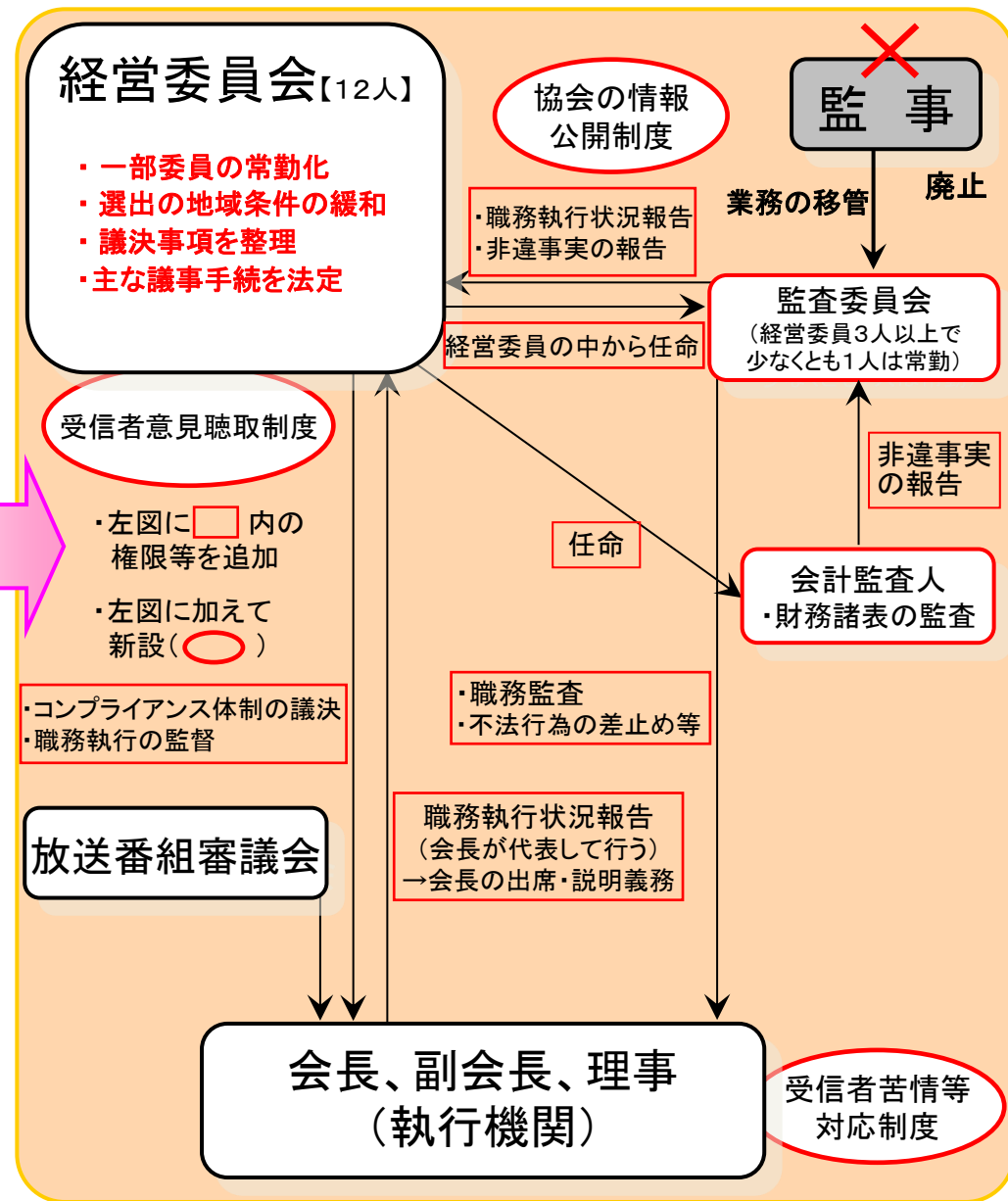
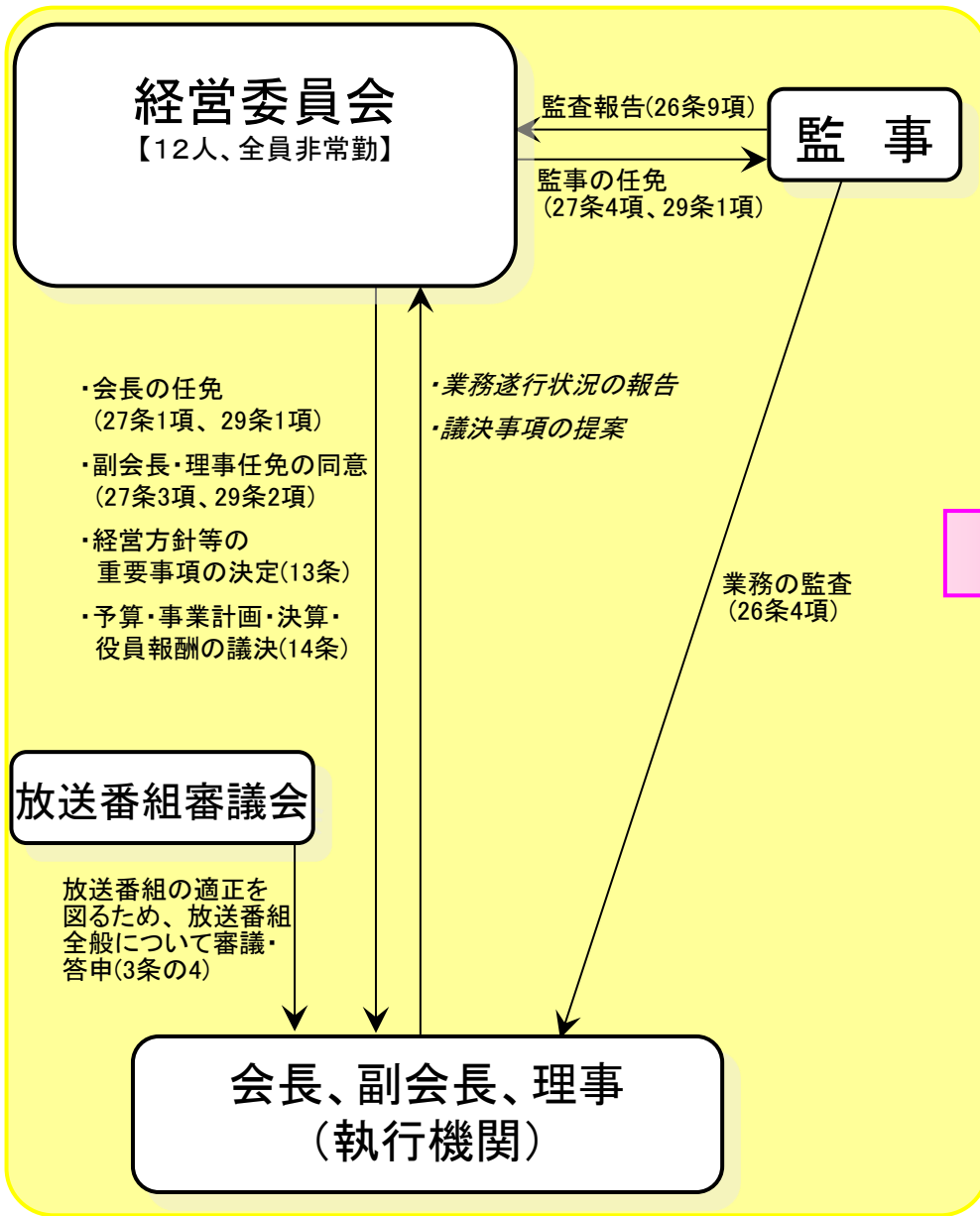
「現行法でも民放とは別にいわばナショナルミニマムとしての公共的放送の享受を国民に保障する必要があるという考え方を基礎といたしまして、その公共的放送をNHKの業務として行わせるための一種の国民的な負担として受信料をとらえているわけでありませう。」

# これまでのNHKのガバナンス等に関する主な制度改正の経緯

改正時	内容(NHKのガバナンス関係のみ抜粋)
<p>昭和34年 (法律第30号)</p>	<p><b>放送法の一部を改正する法律による改正</b>            放送番組審議機関設置の義務付け等放送番組の向上適正化を図るための規定、NHKの機構・業務及び財務に関する規定、一般放送事業者の番組供給に関する協定の制限等の規定等を整備。            ⇒ ・ 経営委員会の構成員から会長を除外(会長に経営委員会での意見陳述権を付与)            ・ 経営委員会の人数の増加(8名→12名)            ・ 委員長の選任方法の変更(委員・会長による選挙→委員による互選)            ・ 理事・監事の人数の増加(理事:3人→7人以上10人以内、監事:2人→3人以内)            ・ 会長・副会長・理事・監事が欠格事由に該当するに至ったときの罷免義務</p>
<p>昭和57年 (法律第60号)</p>	<p><b>放送法等の一部を改正する法律による改正</b>            テレビジョン多重放送を実用化するための制度等のほか、NHKによる出資先として、協会の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に対して行うことを可能とする規定を整備。</p>
<p>昭和63年 (法律第29号)</p>	<p><b>放送法及び電波法の一部を改正する法律による改正</b>            放送普及基本計画の策定に係る規定や番組規律の緩和等の規定を整備するとともに、NHKの業務等に係る規定や理事・監事の任期(3年→2年)を見直して整備。</p>
<p>平成元年 (法律第55号)</p>	<p><b>放送法及び電波法の一部を改正する法律による改正</b>            通信衛星を利用した放送(CS放送)の導入に際し、受委託放送制度を導入するとともに、NHKの業務の委託等に関する規定や監事の子会社に対する営業の報告に係る調査権限の規定等を整備。</p>
<p>平成19年 (法律第136号)</p>	<p><b>放送法等の一部を改正する法律による改正</b>            NHKについて、監査委員会の設置等、業務の適正な執行を確保するための内部組織の強化等の措置を講ずるほか、二以上の一般放送事業者を子会社とする認定放送持株会社制度を創設。            ⇒ ・ 経営委員会の権限の明確化・強化            ・ 経営委員の任命要件(地域性)の緩和            ・ 経営委員の権限等の明確化(放送番組の編集等の業務への関与の禁止、兼職禁止等)            ・ 経営委員会の運営等の規定の新設(招集権限、会長の経営委員会への報告義務、議事録公表等)            ・ 監事を廃止するとともに、新たに監査委員会の設置やその運営や権限等に係る規定の新設            ・ 役員の給与等の支給基準や服務に関する準則の公表義務の規定の新設            ・ 企業会計原則、会計監査人による監査等の規定の新設</p>

《改正前》

《改正後》



注: 条項は平成19年改正以前のもの。

- NHK平成28年度収支予算等については、質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、4K・8K等の先導的なサービスの推進等に取り組むとしており、昨年度と同様、「おおむね妥当」と評価。
- ただし、「クローズアップ現代」問題及び子会社における不祥事について「憂慮すべきこと」とした上で、特に後者について「子会社の在り方そのものをゼロベースで見直すことが急務」、「子会社を含むグループ全体としての協会の改革に組織を挙げて迅速に取り組むことが強く求められる」と指摘。
- その上で、配意すべき事項として8つの項目で指摘。各項目における主な指摘のポイントは次のとおり。

## ① 国内放送番組の充実

- 「クローズアップ現代」問題に関し、行政指導を踏まえ、再発防止策の着実な実施等により、国民・視聴者の信頼回復に努めること。

## ② 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- 「NHKワールドTV」については、国際放送子会社の強化、海外事業者との連携を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化の取組も含めたインターネットの適切な活用、国内外の受信環境の一層の整備等を推進すること。
- 放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、海外情報発信の総合的な強化に努めること。

## ③ 4K・8K放送及びインターネット活用業務の積極的推進

- 4K・8K放送について、2016年のBS試験放送、2018年のBS実用放送に関し、技術実証、周知広報、視聴機会の拡大その他普及促進等に取り組むこと。
- インターネット活用業務について、我が国の放送サービス向上の観点から、成果の関係者間での共有や相互連携に努めるとともに、情報セキュリティ、コスト、視聴者ニーズ等について十分検討すること。

## ④ 子会社改革の推進

- 累次の指摘等にもかかわらず子会社の不祥事が生じていることに鑑み、子会社の在り方そのものを見直す改革を早急に実施すること。
- 実施に当たり、業務範囲の適正化、適正な経営及びコンプライアンスの確保、協会との取引の透明性・適正性確保、利益剰余金の協会への適正な還元について十分留意すること。

## ⑤ 経営改革の推進

- 子会社を含むグループ全体のガバナンス強化、コンプライアンス徹底に向け、経営委員会や監査委員会がその機能を発揮できるよう、必要な情報提供を適時適切に行うこと。

## ⑥ 受信料の公平負担に向けた取組

- 平成29年度末の支払率80%を達成できるよう、対策を着実に実施すること。
- 対策についての現状分析と課題の整理を十分に行い、受信料の公平負担の確保に必要な施策等について検討すること。

## ⑦ 新放送センター整備

- 建設基本計画がまとまった際には、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。機能の地方分散についても積極的に検討すること。

## ⑧ 東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化

- 震災被害の風化を防ぐ観点からも、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、被災地の復興への取組を支援すること。



## 日本放送協会平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

日本放送協会(以下「協会」という。)は、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組を放送する等、放送法で定められている業務を着実に遂行することを通じて、公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められている。

また、情報通信技術の急速な発展を背景に国民・視聴者のニーズや視聴環境が大きく変化する中で、公共放送として、それらの変化に着実に対応し、日本経済の成長や豊かな国民生活の実現に貢献することが必要となっている。

このような状況下において、協会の平成28年度収支予算、事業計画及び資金計画(以下「収支予算等」という。)については、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強靱化及び受信料負担の公平性の確保に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる。

しかし、平成27年度において、事実に基づかず、自らの番組基準に抵触した放送が行われたことが明らかになったこと及び協会の子会社における不祥事が相次いで発覚したことは、国民・視聴者の協会に対する信頼を大きく損なうものであり、国民・視聴者の負担する受信料に支えられている公共放送としての社会的責任に鑑み、憂慮すべきことである。

特に子会社の不祥事については、これまで数次の改革や制度改正を経て、協会自身が調査委員会を設ける等してコンプライアンスの徹底に取り組んだにもかかわらず、平成27年度においても出張旅費の不正受領、工事費の不正受領といった事案が発生しており、ガバナンスを含め、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直すことが急務である。

したがって、平成28年度収支予算等の実施に当たって、協会がこの事態を厳粛に受け止め、子会社を含むグループ全体としての協会の改革に組織を挙げて迅速に取り組むことが強く求められる。

また、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられているとの認識を新たにし、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。

こうした認識の下、特に下記の点について配意すべきである。

### 1 国内放送番組の充実

- 放送番組の編集に当たっては、公共放送としての社会的使命を認識し、国民の生命と財産を守る正確で迅速な報道の確保や国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供等を行うとともに、我が国の文化の向上に寄与すること。
- 国民各層の中で意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにするなど、放送法の趣旨を十分に踏まえ、正確かつ公正な報道に対する国民・視聴者の負託に的確に応えること。
- 平成26年5月14日の「クローズアップ現代」において、事実に基づかず、自らの番組基準に抵触する放送を行ったことに関し、平成27年4月28日付けで行われた総務大臣による行政指導を踏まえ、再発防止に向けた取組を引き続き着実に実施するとともに、放送番組審議機関の機能の発揮等により、様々な機会において放送番組に対する国民・視聴者の声に十分に耳を傾けつつ、国民・視聴者の信頼回復に努めること。
- 地方の創生の観点から、地域の関係者と連携することにより、地方の魅力の紹介及び地域経済の活性化に寄与するコンテンツの一層の充実及び国内外に向けた積極的発信に努めること。
- 字幕・解説放送等について、「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」(平成24年10月2日)を踏まえ、緊急放送時の字幕放送の実施などの一層の充実を図ること。

## 2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化

- 現在、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっていることを踏まえ、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方の創生の推進等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化を図ること。
- 特に、テレビ国際放送の「NHKワールドTV」については、引き続き、「NHK海外情報発信強化に関する検討会 中間報告」(平成27年1月30日)を参考に、協会の国際放送子会社の強化や海外事業者との連携を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化の取組も含めたインターネットの適切な活用、国内外の受信環境の一層の整備等の取組を、世界各地のニーズや視聴実態をよく把握しつつ効果的かつ積極的に推進すること。その際、これらの取組の成果となる認知度等について、世界の国際放送の中で協会の占める位置が分かるような具体的指標を設定の上、PDCAサイクルを強化するよう努めること。
- 訪日外国人観光客の増加や日本各地の産品、先端技術・サービス等への海外需要の拡大、そして地方の創生等に貢献し、経済成長や国際社会における我が国のプレゼンス向上に資するため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の活用も含めた放送コンテンツの戦略的かつ積極的な海外展開等を通じ、海外情報発信の総合的な強化に努めること。

## 3 4K・8K放送及びインターネット活用業務の積極的推進

- 4K・8K放送について、平成28年(2016年)に実施予定のBSによる試験放送に必要な技術実証を進めるとともに、国民・視聴者に対する周知広報、他の放送事業者による再放送やパブリックビューイング等を含めた視聴機会の拡大などの実用放送への円滑な移行に向けた取組を進めること。また、平成30年(2018年)に実施予定のBSによる実用放送の開始に向けて、早期かつ円滑な普及に向けた取組を積極的に実施するとともに、他の放送事業者、受信機メーカーなど関連事業者と連携しつつ、視聴可能受信機やサービス内容に関する情報提供を国民・視聴者に対して適切に行うなど、その普及促進について公共放送としての先導的役割を果たすこと。
- インターネット活用業務について、公共放送としての先導的役割を踏まえ、国民・視聴者のニーズや視聴環境の変化に対応するよう取り組むこと。その際、我が国の放送サービス向上の観点から、平成27年度から開始したインターネット同時配信に関する試験的提供を含め、その成果の関係者間での共有や相互連携に努めるとともに、情報セキュリティ、コスト、視聴者ニーズ、新サービスの可能性、市場競争への影響、受信料の公平負担との関係及び透明性の確保について十分検討すること。また、NHKオンデマンドサービスについても、同様の観点から今後のサービスの在り方について検討し、併せてその収支の一層の改善に努めること。
- 4K・8K放送及びインターネット活用業務の実施に当たっては、視聴者利益を拡大する観点から総合的に取り組むこと。その際、関係者の意見を十分に踏まえつつ、サービスの高度化の積極的推進や他の産業での利活用等への寄与とともに、国民・視聴者が安心して利用できるようにするための環境整備に努めること。

## 4 子会社改革の推進

- 子会社については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)以降の累次の指摘、それらを踏まえた子会社の整理・統合やガバナンスの強化等にもかかわらずなお不祥事が生じていることに鑑み、子会社の在り方そのものをゼロベースで見直す改革を早急を実施すること。
- 実施に当たっては、次の点に十分留意すること。
  - ・ 子会社の業務範囲の適正化
  - ・ 子会社における適正な経営及びコンプライアンスの確保
  - ・ 協会と子会社との取引における透明性・適正性の確保
  - ・ 子会社の利益剰余金の協会への適正な還元

## 5 経営改革の推進

- 子会社を含むグループ全体におけるガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底に向け、経営委員会及び監査委員会が更にその機能を発揮することができるよう、必要な情報提供を適時適切に行うこと。
- 協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料に支えられていることを十分に自覚し、コスト意識を持って業務の合理化・効率化に努めること。
- 女性職員の採用及び役員(経営委員を除く。以下同じ)・管理職への登用を積極的に拡大するとともに、特に女性職員の役員・管理職への登用拡大については、「独立行政法人等における女性の登用推進について」(平成26年3月28日)を踏まえ、女性の活躍に向けた取組を更に加速させること。
- 協会の経営は国民・視聴者の受信料によって支えられていることから、経営・業務に係る情報公開の推進、調達に係る取引の透明化・経費削減等、従来指摘してきた事項についても、引き続き取組の徹底を図ること。

## 6 受信料の公平負担に向けた取組

- 受信料の公平負担に向けて、「NHK経営計画2015-2017年度」に掲げる平成29年度末の支払率80%を達成できるよう、未契約者及び未払者対策を着実に実施すること。
- 上記の対策についての現状分析と課題の整理を十分に行うとともに、受信料の公平負担の確保に必要な施策等について検討すること。

## 7 新放送センター整備

- 新放送センターの整備については、建設基本計画がまとまった場合には、その経費が受信料により賄われることを十分認識し、国民・視聴者の理解が得られるよう、説明を尽くすこと。また、機能の地方分散についても積極的に検討すること。

## 8 東日本大震災からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化

- 東日本大震災から5年を経る中、震災被害の風化を防ぐ観点からも、復興状況を伝えるニュースや番組の充実等を通じて、引き続き、被災地の復興への取組を支援すること。また、福島原発事故に関連して引き続き必要となる受信環境整備等について適切に取り組むこと。
- 緊急報道対応設備の整備等を通じて、引き続き、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害に備えた公共放送の機能の強靱化を図ること。

## 組織

- 社名 British Broadcasting Corporation
- 設置根拠 BBCの設置根拠は特許状(Royal Charter)であり、公共放送の在り方、目的、組織、業務内容、事業範囲等を規定。現在の特許状は、2007年1月1日～2016年12月31日が有効期限。
- 本社 英国 ロンドン
- 設立 1922年にイギリス放送会社として設立、1927年に国王の特許状に基づく公共企業体となり現在に至る。
- グループ会社 主要な子会社：15社  
その他（主な関連会社を含む）：5社（2012年）
- 職員数 子会社を含むグループ全体：21,045人  
(2015年平均)

## ガバナンス

- トラスト (Trust) BBCの最高意思決定機関であり、主にBBCの全体的な戦略方針を優先順位も含めて策定し、執行役員会の業務全般を監督することを役割とする。議長以下12名で構成。編集基準委員会、財務戦略委員会など8つの委員会を持つ。
  - ◆ 議長：ロナ・フェアヘッド (Chairman) (Rona Fairhead)
- 執行役員会 BBCの業務（番組編集、サービス提供、組織管理）執行、業務に関するトラストへの報告等を実施し、社内役員と社外役員で構成。監査委員会、指名委員会など現在4つの委員会を持つ。
  - ◆ 議長・BBC会長：トニー・ホール (Chairman and Director-General, BBC) (Tony Hall)

## 事業運営

- 収入状況 (2014年度) 総収入：48億500万ポンド（約8,702億円）  
受信許可料収入：39億2,710万ポンド（約7,112億円）
- 受信許可料 (2010年度～2016年度) 145.5ポンド（26,350円）  
※1ポンド=181.10円
- 事業活動 ラジオ放送については、アナログとデジタルの双方で、全国放送及びローカル放送を行っており、テレビ放送については、1998年から世界初の地上デジタルテレビ放送を開始し、現在8chの全国放送を行っている。また、2007年からは、インターネット等を利用したオンデマンドサービス「iPlayer」を実施している。

### デジタルテレビ



### iPlayer



※BBCの地上デジタルテレビのチャンネルは、SkyやFreesatを介して衛星放送でも再送信されている。

・2016年5月、文化・メディア・スポーツ省が、BBC次期特許状に関するホワイトペーパー(政府原案)「BBCの将来のために: 独自性のある放送事業者」を公表し、英国議会に提出。

		現行制度	次期特許状に関するホワイトペーパー(政府原案)	
受信許可料制度		・日本と同様に「受信機の設置」に着目して受信料を徴収する仕組み	(現状維持)	
料額		・2010年から2016年まで年額145.5ポンド(約26,350円)に固定	・2017年度から5年間はインフレ率に応じた受信許可料の値上げを認める ・その後、5年ごとに受信許可料額の見直しを行う仕組みを導入	
徴収対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>・TV放送</li> <li>・ネット同時配信</li> </ul> } 認証の仕組みはない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TV放送</li> <li>・ネット同時配信</li> <li>・見逃し視聴サービス</li> </ul> } 認証の仕組みの導入を検討	
ガバナンス	Ofcom (独立行政機関)	規制 { 番組編集基準、苦情処理、市場影響評価	Ofcom (独立行政機関)	規制 { 番組編集基準、苦情処理、市場影響評価 ・ライセンス発行、商業活動の規制、成果の監視・評価
	BBCトラスト	Ofcomと合意の上、実施・監督 { 戦略策定、ライセンス発行、成果測定、番組基準の承認、商業活動の規制、VFMの評価、視聴者関与 (※) 現メンバーは全て社外委員	BBC理事会	経営の監督 業務執行 { 戦略策定、成果測定、視聴者関与 ・放送サービスの実施、執行活動 (※) メンバーの過半を社外理事とする
	BBC執行役員会	業務執行 { 放送サービスの実施、執行活動 (※) 社外役員は1/3以上・半数未満		
使命		・情報と教育と娯楽を与えること	・公共の利益のために、情報と教育と娯楽を与える、公平、高品質で独自性のあるメディアコンテンツ・サービスをすべての視聴者に提供する →使命に照らした業務の見直しを実施	
有効期間		・10年間(2007年1月1日～2016年12月31日)	・11年間(2017年1月1日～2027年12月31日)	

※ 今後は、秋頃まで政府原案を審議し、女王裁可を経て、2017年1月に新特許状が発効する見込み。

# (参考)BBCの新特許状を巡る検討状況

・特許状は、BBCの設置根拠であり、公共放送の在り方、目的、組織、業務内容、事業範囲等を規定。現在、英国政府が特許状の更新に向けたレビューを実施中であり、2016年5月にホワイトペーパー(政府原案)を公表・議会に提出したところ。今後は、秋頃までホワイトペーパーを審議し、女王裁可を経て、2017年1月に新特許状が発効する見込みとなっている。

## 政府側の動き

- 受信許可料等に係る政府・BBC間での合意(2015.7)
  - ・政府負担の75歳以上の受信許可料(約1160億円)のBBCによる段階的引受け
  - ・受信許可料の対象拡大(iPlayerで見逃しのみを視聴する者)
  - ・受信許可料の引き上げ(物価連動)

- 『グリーンペーパー』(2015.7)
  - ・4つの重要項目「(1)BBCの使命、目的、価値、(2)BBCの規模と業務範囲、(3)財源、(4)ガバナンスおよび規制」について、現状を分析し、今後取り得る選択肢を盛り込んだ19の質問について、パブリックコメントを募集(～2015.10)

- クレメンティ独立委員会『BBCのガバナンス及び規制に関するレビュー』(A Review of the Governance and Regulation of the BBC)(2016.3)
  - ・BBCの規制機関はOfcomに移管
  - ・BBC執行役員会とBBCトラストの一本化(BBC Board(理事会))
  - ・受信許可料支払者の利益の責任は理事会が担う
  - ・Ofcomへの移管に伴い、Ofcomが示す事業枠組みの中では、放送コンテンツ及び配信に関する事業免許及び地方向け事業免許を含む
  - ・BBCに関する苦情処理は「放送事業者がまず対応」原則とする

- 『ホワイトペーパー』(2016.5)
  - ・「iPlayer」について、見逃し視聴サービスのみを視聴している者も受信許可料徴収の対象とする
  - ・iPlayerに認証の仕組みの導入を検討する
  - ・BBC執行役員会とBBCトラストの一本化
  - ・BBCの監督権限をOfcomに移管

## BBCの動き

- 将来計画案(British Bold Creative)(2015.9)
  - ・「情報(報道)・教育・娯楽」の使命に加え、「パートナーシップの推進」を掲げ、BBCが素晴らしいコンテンツを作る「創造性の磁場」になることを目指す
  - ・一人一人のニーズに合わせた「My BBC」の提供
  - ・ネット時代に適合したBBCの役割として、BBCニュースの24時間同時配信や、iPlayerを活用したBBC以外のコンテンツの提供

## 議会の動き

- 下院文化・メディア・スポーツ特別委員会報告書『BBCの将来』(Future of the BBC)(2015.2)
  - ・受信許可料で見逃しサービスはカバーすべき。長期的には今の受信許可料の在り方は時代遅れ、ドイツ方式を推奨
  - ・iPlayerに認証の仕組みを加える
  - ・BBCトラストは廃止
  - ・事業規模は可能な限り放送に注力
- 下院文化・メディア・スポーツ特別委員会『BBC特許状レビューに関する第1次報告書』(2016.2)
- 上院通信特別委員会『BBC特許状レビューに関する報告書』(2016.2)

2015年2月26日、下院議会文化・メディア・スポーツ委員会がBBCの在り方に関する報告書「BBCの将来」を公表。

## ○ 報告書の概要

- BBCの財源確保の方法としては、他の選択肢がないことから、短期的には目的税又は受信許可料が現実的と考えられるが、長期的には技術の進歩や視聴者のニーズ・行動の変化を踏まえると、受信許可料制度の維持は困難になっていくと想定される。少なくとも速やかにキャッチアップテレビ視聴をカバーするよう修正する必要がある。
- 現行の受信許可料未払者への刑事罰の仕組みは、他のサービスの未払者への対応と比較し均衡に欠いており見直しが必要。一方、非刑事罰化に当たっては、未払い対応策を伴うことが必要であり、コンディショナル・サービス(許可未取得者の視聴を遮断する仕組み)の導入又はドイツ方式の放送負担金の導入も考えられる。
- 放送自体にコンディショナル・アクセスを加えることは、受信許可料の非刑事罰化に対応して考えられるが、コストも膨大であると考えられ今後の検討課題。一方、ネットについては、受信許可料を支払っている者のみが見ることができるよう、速やかにiPlayerにコンディショナル・アクセスを加えるべき。
- 40億ポンドにも及ぶ巨額の公的資金をどのように受け取り、使うかに関する点で、現行の受信許可料の在り方は時代遅れと言える。ドイツで実施されているような全世帯への放送負担金を代案として推奨し、これにより現在受信許可料の負担義務のないラジオ聴取者やオンラインサービス利用者もBBCの財政に貢献できる。
- 受信許可料はBBCだけのものではないが、政府がブロードバンド普及等、放送と全く関係ない用途に使用したのはその性格上間違っている。受信許可料収入の主要部分はBBCが受け取るべきものと考え、収入の少額は、子供向け番組やローカルニュースなどの他の公共サービスコンテンツにも振り分けることを推奨する。
- 放送負担金制度を選択しない場合、将来的にはBBCサービス利用の契約料という形で導入する選択肢もある。
- BBCトラストを廃止し、BBCの日々の運営を担う執行役員会と統合させ、社外理事長1名と複数の社外理事で構成される単一の理事会がその役割を担う。理事会の監督は、BBCとは独立した機関「公共サービス放送コミッション」が行う。
- BBCは他事業者にコンテンツを供給する商業部門との間に、不透明な資金のやり取りがあるという疑念を晴らすため、透明性を高める必要もある。

- －特許状において、BBCへの受信許可料収入の割当ては、文化・メディア・スポーツ相が財務省の同意を得て決定することとされている。
- －2015年7月、英政府とBBCは、受信許可料に関する取り決めに合意。

## ○ 既存の取り決め内容(2013年度～2016年度)

※1ポンド(£)=約175円(2015年1月時点)

※BBCの収入は約48億£、支出は約49億£(2014年度)

- － 2016年度まで受信許可料を据え置き
- － ブロードバンドのユニバーサルアクセスを実現するための資金(2013年度～2016年度の間、毎年1億5千万£)を拠出
- － これまで政府支出であった、以下のサービスについて、受信許可料から支出。
  - ✓ BBCワールドサービス(国際放送。約2億5千万£/年。2014年度から負担)
  - ✓ BBCモニタリング(世界のニュースを収集し、英国内外に発信。約7百万£/年。2013年度から負担)
  - ✓ S4C(ウェールズ語チャンネル。7千5百万£/年。2013年度から負担)
- － ローカルTVサービスに資金を拠出(2013年度で最大2千5百万ポンド、2014年度以降は毎年最大5百万£)

## ○ 今回の取り決め内容(2017年度～2020年度)

### ■BBCの収入増ないし負担減となる項目

- － 受信許可料を消費者物価指数に連動して値上げする。ただし、以下の状況を考慮した上で決定。
  - ✓ 次期特許状更新の議論を経て決定するBBCの諸目的と業務範囲
  - ✓ BBCによる効率化の努力
- － キャッチアップサービスを受信許可料の対象とする法改正を2016年に行う。
- － BBCが負担してきたブロードバンドのユニバーサルアクセスを実現するための資金(1億5千万£/年)については、8千万£(2017)、2千万£(2018)、1千万£(2019)、0£(2020)と段階的に削減。
- － S4C(ウェールズ語チャンネル。7千5百万£/年。2013年度から負担)への支出は、2020年度まで段階的に削減。

### ■BBCの収入減ないし負担増となる項目

- － 政府負担で行っていた75歳以上の受信許可料免除について、政府が補填する額(2014年度で約6億1千万£)を、4億6千万£(2018)、2億4千万£(2019)、0£(2020)と段階的に削減し、今後はBBCの負担で継続。



2015年7月16日、文化・メディア・スポーツ省が、次期特許状のあり方に関する選択肢をまとめたグリーンペーパー「BBC Charter Review」の公開諮問を開始。同レビューへの意見提出は10月8日に締め切られ、政府は本年春に特許状案を公開諮問として発表する予定。

## ○ グリーンペーパーの概要

4つの重要項目「(1)BBCの使命、目的、価値、(2)BBCの規模と業務範囲、(3)財源、(4)ガバナンスおよび規制」について、現状を分析し、今後取り得る選択肢を盛り込んだ19の質問について、テレビ受信許可料負担者および関係者から広く意見を求める。

### (1)BBCの使命

現行の特許状で定められている6つの公共目的(①市民権および市民社会の維持・活性化、②教育・学習の促進、③創造性および文化的卓越性の伸長、④英国の国家、地域および共同体の反映、⑤世界を英国へ、英国を世界へ、⑥デジタルテレビへの移行に加え、新技術・サービスの便益の普及)に改善点はあるか、またBBCの普遍性を成す最も重要な要素は何か。

### (2)BBCの規模と業務範囲

過去20年間で提供するサービスを急速に増やし、BBCは世界最大の公共サービス放送事業者となったが、巨大なBBCの規模と業務範囲は視聴者が本当に望む姿か、BBCの商業活動や多様な文化的ニーズを反映しているか。

### (3)財源

長期的なBBCの財源としては、テレビ受信許可料の他に、世帯に対する負担金の導入、テレビ受信許可料とサービス利用料を組み合わせたハイブリッド型モデル等が選択肢。これまで政府はデジタル移行やブロードバンド整備事業、ローカルTV、ワールドサービス等に対する財源をBBCに対して確保するようBBCと合意してきたが、新特許状期間中には、ラジオのデジタル移行、地方ニュース等に関する事業に別途予算確保を求める必要があるか。

### (4)ガバナンスおよび規制

現行の特許状で設立されたテレビ受信許可料を代表する組織としてのBBCトラストおよび公共価値テストの仕組みについて、常に批判があったところ、①現行体制の維持、②新たなBBC規制機関の設立、③規制をOfcomに委ねる案を提案。

2015年9月7日、BBCが、独自の将来ビジョン「British Bold Creative」を公表。

## ○ 将来計画案の概要

今後10年の将来計画案においてBBCの使命である「情報(報道)、教育、娯楽」をネット時代に適応させ、英国の創造的パートナーとして、コンテンツのための開かれたプラットフォームを立ち上げることを提案。具体的なサービスのポイントは以下のとおり。

### (1) 情報(報道)

- BBCニュースを24時間ストリーミングし、モバイルで見られるようにする
- ローカルニュースを取材する記者100人を英国各地に配置し、地元メディアと共有するネットワークを作る
- 地方分権が進むスコットランド等の報道を強化
- BBCワールドサービスを大幅に強化(ロシア向けチャンネル等)

### (2) 教育

- ネット上のプラットフォーム「アイデア・サービス」を立ち上げ、美術館や博物館等と提携し、BBCのアーカイブのみならず、英国の知と文化を結集
- 子供たちが安心してテレビ番組等をオンラインで楽しめる「iPlay」を新設

### (3) 娯楽

- 世論調査による「BBCに期待するもの」は娯楽がトップ(64%)であり、ドラマ制作に注力
- ネットサービス「iPlayer」を充実させ、英国のコンテンツの総合窓口とすべく、BBC以外のコンテンツを見られるようにする
- スコットランドなどの少数言語向け放送を支援
- 膨大なコンテンツから好きなラジオ番組を好きな時に聴けるシステムを開発
- 好みの音楽を発見するためのガイド役として、英国の音楽を世界に届ける

2016年3月1日、クレメンティ独立委員会が、BBCのガバナンス・規制に関するレビュー「A Review of the Governance and Regulation of the BBC」を公表。

## ○ レビューの概要

(※)クレメンティ独立委員会：2015年9月、文化・メディア・スポーツ相がBBCの企業統治と規制に関する独立検討委員会を設置、委員長にデヴィット・クレメンティ卿を任命し、BBCの特許状更新に向けて、BBCの適切な企業統治モデルについて提言を求めた。

### (1)ガバナンスモデル

- －BBCの規制監督はOfcomに移管すべき。
- －BBCトラストとBBC執行役員会を一本化し、過半数の社外理事からなる単一的意思決定機関(理事会: single unitary board)とすべき。
- －受信許可料支払者の利益に係る一義的な責任は単一的意思決定機関が有するべき。
- －Ofcomは、BBCの責務について設定された改訂特許状・協定書に沿って、事業枠組みを公表すべき。
- －事業枠組みには、「BBCの放送コンテンツ及び配信の責務に関する事業免許」及び「権限移譲が行われた地方(スコットランド等)向け事業免許」を含むべき。

・ガバナンスモデルについて、現状維持モデル、BBCに特化した規制機関(仮称OfBeeb)の設立、Ofcomへの移譲の3点から検討。現行モデルは失敗しており、Ofcomのこれまでの実績、また過去の「単一規制機関・単一被規制機関」モデルの失敗等を勘案すれば、Ofcomへの移管が最もふさわしい。

・単一的意思決定機関は、以下の構成を提案。  
社外議長、社外副議長、社外理事(4～5名:職歴選考、4名:各地方代表かつ職歴選考)、社内理事(2～3名:理事長含む)

・理事の任命は、議長・副議長・社外理事は政府任命、社内理事は単一的意思決定機関の指名委員会任命であるべき。

・受信許可料との関係では、規制機関を経由するのではなく、直接の関係であるべき。

・Ofcomにとって重要な戦略文書は、BBCの事業全体の運営等について定める「事業枠組み」となる。現在のサービス免許の枠組みに代わり、一連の事業免許による枠組みを提案する。

・現在の公共価値テストに、より柔軟性を付与すべき。公共価値テストの結果の最終調整者はOfcomとなるべき。

### (2)国民視聴者との関係

- －特許状には、消費者及び受信許可料支払者の両者の観点から国民に協議することをBBCの責務として定めるべき。

・長期的なBBCと国民との関係は、現在BBCトラストに課されている責務と類似の責務を、今後単一的意思決定機関が負うべき。

・現在BBCトラストが行っている視聴者審議会などのアウトリーチに向けた取り組みは、単一的意思決定機関の理事が視聴者審議会の座長を務めることで、審議会とBBCの政策決定主体との距離を縮めることが可能。「権限移譲が行われた地方向けの事業免許制度」の導入も、視聴者審議会の業務により大きな意義を与える。

・特許状では、BBCは国民に対するアウトリーチを推奨すべき。

### (3)編集基準・苦情対応

- －BBCは苦情処理に関し「放送事業者がまず対応」の原則を採用すべき。BBCの番組編集問題に係る上訴はOfcomにすべき。

・現行システムは複雑で、BBCトラストとOfcomの役割の一部が重複。Ofcomは、「正確性・公平性」に係る編集上の苦情以外は取り扱い可能だが、BBCトラストもOfcomの所掌領域に係るものの調査が可能。多くの苦情は直接BBCが対応しているが、Ofcomが対応しているものもある。

・規制機関であるOfcomの関与の余地を前提に、「放送事業者がまず対応」の原則を採用することを提案する。BBCの決定の上訴はOfcomになされ、Ofcomの放送コードに即して判断されるが、これはBBCの編集基準の縮小等を意味するものではない。

## 組織

○社名 France Télévisions (FT)  
 ○設置根拠 視聴覚法第44条の規定に基づき設立された持株会社であり、視聴覚法第47条の規定より、FTの株式は国が100%所有している。

○本社 仏国 パリ  
 ○設立 2000年8月の視聴覚法改正に伴い、9月に設立(フランス2等の公共放送事業者を子会社とする持株会社)  
 2009年3月の視聴覚法改正に伴い、全国番組会社(放送局)に改編し、傘下の5社を統合(編集権の独立は法に明記(§44))

○グループ会社 50社(関係の会社総数)(2007年)

○職員数 グループ全体総数:約10,138人(2014年6月)

## ガバナンス

○経営委員会 FT全体の戦略方針の決定や、適用される法律や規則の監視、同社の目的手段契約の承認及び執行について審議等を行う。  
 経営委員は、上下両院、政府、CSA、従業員によって任命された14名の委員によって構成。

◆ 経営委員長: **デルフィーヌ・エルノット (Delphine Ernotte)**

○執行部 FTの執行機関は会長及び執行部であり、FTの経営委員長が会長を兼務して社を代表。経営委員長が執行部を組織し、そのメンバーを任命。FTの経営委員長はフランス2等の経営委員長も兼務。

## 事業運営

○収入状況 (2014年)  
 総収入: 28億700万ユーロ (約3,728億円)  
 負担金収入: 23億8,200万ユーロ (約3,164億円)  
 政府補助金: 1億400万ユーロ (約138億円)  
 広告収入: 3億1,800万ユーロ (約422億円)

○負担金 (2016年度) 137ユーロ (18,194円) ※1ユーロ=132.81円

○事業活動 地上デジタル放送は5系統を放送。  
 また、カリブ海、南太平洋等にある海外県・海外領土において、Outre-mer 1ereがテレビ放送とラジオ放送を実施。

デジタルテレビ



海外領土



※フランステレビジョンの地上デジタルテレビのチャンネルは、衛星放送でも再送信されている。

## 組織

### ○組織名

ドイツ公共放送連盟  
(ARD: Arbeitsgemeinschaft der öffentlich-rechtlichen Rundfunkanstalten der Bundesrepublik Deutschland)

### ○設置根拠

ARD定款により、9つの州放送協会及び国際放送  
ドイチェ・ベレが加盟局として設立する共同事業体  
であり、ARD自体としては法人格をもたない。

定款に基づき、1年ごとに輪番制で加盟局の中から  
選出された幹事局が業務を実施。

### ○本社

ドイツ ベルリン

### ○設立

1950年に、加盟局の共通の問題を処理すること  
を目的に結成。

### ○職員数

22,886人 (2013年)

## ガバナンス

### ○加盟局総会

ARDの最高機関であり、①本総会(加盟局の  
会長と監査機関が参加)②作業部会(加盟局の  
会長が参加)によって構成。①では基本的案件、  
②では経常的案件を処理。

### ○執行機関

1年ごとに選出される幹事局がARDの代表と  
なり、加盟局総会を開催し、一般的な業務を執  
行、また幹事局の会長はARDの会長となり、業  
務を取りしきる。ARD会長は、加盟局会長の3分  
の2以上の多数によって選出される  
ARD事務総長の補佐を受ける。

◆ARD会長: Karola Wille  
(2016年)

※MDR (2016年幹事局) 会長

## 事業運営

### ○収入状況 (2013年)

総収入: 64億1,230万ユーロ  
(約8,516億円)  
負担金収入: 59億3,523万ユーロ  
(約7,883億円)  
広告収入: 1億4,748万ユーロ  
(約196億円)

### ○負担金 (2015年度)

210ユーロ (27,890円)

※1ユーロ=132.81円

### ○事業活動

テレビ放送については、加盟局が共同制作する全  
国向け総合編成の第1テレビ(Das Erste)を地上放送で提供。  
また、各州放送協会は単独又は共同で7つの地域放送を提供。  
このほか、3つの専門チャンネルを衛星放送で提供。

**テレビ放送**



(総合編成による全国向け  
地上放送)



(ニュース・情報番組を提供  
する衛星放送)



(生活情報主体の衛星放送)



(30~40代向け文化・娯楽  
番組を提供する衛星放送)

**各州放送協会**











※ARDの地上デジタルテレビのチャンネルは、衛星放送でも再送信され  
ている。

## 組織

- 組織名 第2ドイツ・テレビジョン  
(ZDF: Zweites Deutsches Fernsehen)
- 設置根拠 ZDF州間協定に基づき設立。目的、業務内容等についても同協定にて規定している。
- 本社 ドイツ マインツ
- 設立 ドイツの全16州が設立母体となって、ZDF州間協定に基づく公共放送事業者として1961年に設立。
- 職員数 約3,559人(2012年)

## ガバナンス

- テレビ評議会 ZDFの最高機関であり、放送指針の作成、番組基準遵守の監督、会長の任免、予算・決算の承認等の基本的業務を実施。各州政府、連邦政府、連邦議会、その他社会各グループを代表する77人の委員で構成される。
- 会長 ZDFの業務執行を統括。ZDFを代表し全ての業務に対して責任を負う。  
◆ ZDF会長  
: Thomas Bellut
- 管理評議会 14名で構成され、会長の職務(主に財務について)を監視する。また、テレビ評議会に対し、ZDF定款の草案・変更を提案する。

## 事業運営

- 収入状況 (2012年) 総収入: 20億3,270万ユーロ(約2,700億円)  
負担金収入: 17億3,186万ユーロ(約2,300億円)  
広告収入: 1億3,213万ユーロ(約175億円)
- 負担金 (2015年度) 210ユーロ(27,890円) ※1ユーロ=132.81円
- 事業活動 テレビ放送については、全国向け総合編成チャンネルZDFを地上放送で提供。このほか、3つの専門チャンネルを衛星放送で提供。

テレビ放送



zdf\_neo

zdf.kultur

zdf\_info

※ZDFの地上デジタルテレビのチャンネルは、衛星放送でも再送信されている。

## 組織

### ○社名

韓国放送公社  
(KBS : Korean Broadcasting System)

### ○設置根拠

放送法第43条に基づいて設立された、政府が全額出資する特殊法人。また、公共放送としての公的責任のほか、定款、業務内容、運営等の詳細についても放送法において規定されている。

### ○本社

韓国 ソウル

### ○設立

1948年に国营放送として発足、1973年に政府が100%出資する放送公社となり、現在に至る。

### ○グループ会社

主要子会社：8社（2015年度）

### ○職員数

4,529人（2015年）

## ガバナンス

### ○理事会

KBSの最高意思決定機関であり、KBSの基本運営計画、予算、決算、定款の変更等の決定を行う。

理事会は放送通信委員会（KCC）の推薦を受け、大統領が任命する11名の理事により構成される。

◆ **理事長：李仁浩** (이인호)

### ○執行機関

KBSの執行機関は、社長1名、2名以内の副社長、8名以内の本部長及び監事1名。社長は理事会が提案し大統領が任命、副社長・本部長は社長が任命（副社長は理事会の同意が必要）、監事は理事会が提案しKCCが任命。

◆ **社長：高大榮** (고대영)

## 事業運営

### ○収入状況 (2014年)

総収入：1兆5,618億ウォン（約1,645億円）  
受信料収入：6,080億ウォン（約640億円）  
広告収入：5,223億ウォン（約550億円）

### ○受信料 (2015年度)

30,000ウォン（3,159円）

※1ウォン=0.1053円

### ○事業活動

デジタルで2系統（KBS1、KBS2）のテレビ放送を行っており、地上波のほか衛星・ケーブルでも放送されている。また、その他にラジオ6系統、国際放送「KBS WORLD（ラジオ・テレビ）」、地上波DMB（携帯端末向け放送）4系統の放送を実施。

#### テレビ放送

KBS 1（報道・教養・時事中心）

KBS 2（家族向け文化娯楽チャンネル）

#### 国際放送





#### 地上波DMB









※KBSの地上デジタルテレビのチャンネルは、衛星放送でも再送信されている。